

Client Alert

15 June 2020

ベルギーが競争法違反に対する制裁金賦課に関する新ガイドラインを公表

本アラートに関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

ベルギー競争局は、競争法違反に対する制裁金賦課に関する新ガイドラインを公表し、2020年5月25日から施行した。新ガイドラインは、2006年の欧州委員会の制裁金に関するガイドラインを基にしているが、いくつかの点で独自の規定を定めている。

例えば、制裁金の計算について考慮される売上は、違反に関係したベルギー国内の企業によるものとされている。ただし、違反が、ベルギーで販売しないことを合意する市場分割協定である場合は、当該企業が製品又はサービスを提供する地理的市場における、直接的又は間接的に違反に関係する製品又はサービスについての売上を用いて、制裁金の基礎金額が計算される。

次に、競争当局が、リニエンシーによって既に減額された制裁金を含む和解決定を行うときは、制裁金の金額は、まずリニエンシーのルールに基づいて計算され、次に和解のルールによって計算される。

また、欧州委員会の制裁金に関するガイドラインは、欧州委員会又は国内競争当局が競争法違反を認定した後、企業が同一又は類似の違反を反復継続する場合は、当該各違反についての制裁金の基礎金額は100%まで増額されると定めている。ベルギーの新ガイドラインは、この「同一又は類似の違反」の概念は、欧州委員会、ベルギーと国境を接する国の当局、又は英国の競争当局による決定があった場合の当該EU加盟国における同一又は類似の違反と解釈するとした。また、子会社の違反行為が終了後に買収した親会社が同一又は類似の違反をしても、親会社の違反は反復継続にあたらないとした。